

# 山形県イノシシ管理計画の概要について

## 1 計画策定の目的

県内に生息するイノシシについて、鳥獣保護管理法\*1に基づき、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、農林業被害の軽減及び生態系被害の防止を図ることを目的とする。

\*1:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

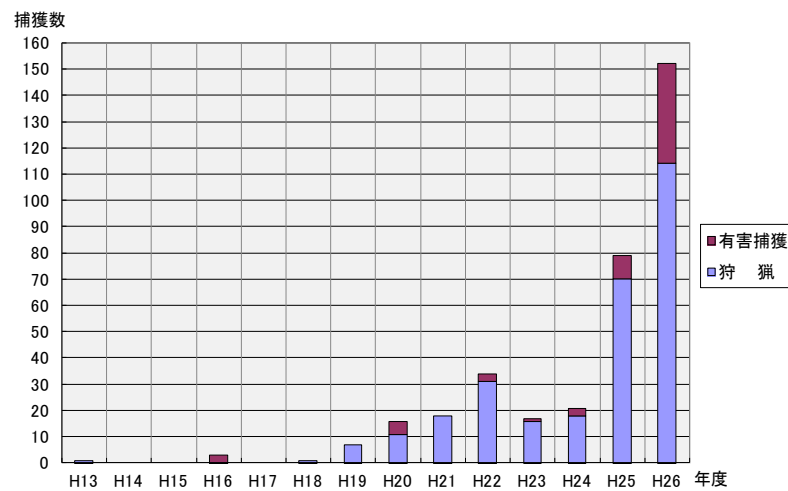
## 2 計画の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

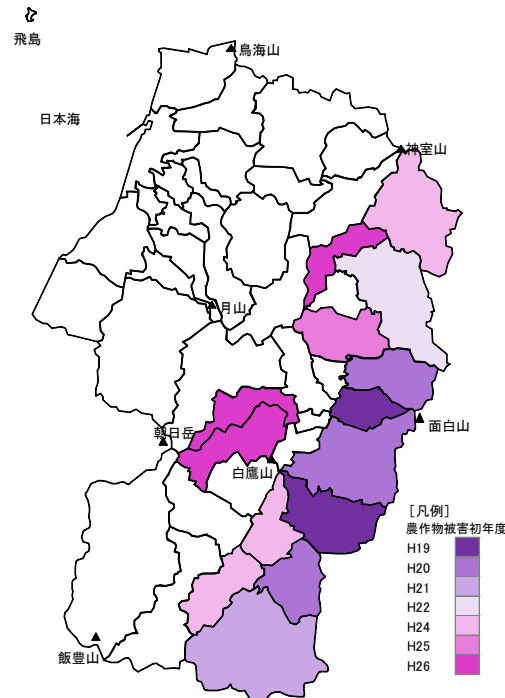
## 3 イノシシの状況

- 本県において、明治末期の記録を最後にイノシシの生息情報はなく絶滅したものとみられてきたが、平成 14 年 1 月に天童市で 1 頭捕獲されて以降、村山・置賜地域を中心に捕獲数が増加。生息密度に濃淡があるものの、概ね全域での生息の回復を確認。
- 生息の回復に伴い農業被害が発生し、平成 19 年度の上山市及び天童市での発生以降、被害は増加傾向にあり、平成 26 年度は稲、飼料作物、かぼちゃなど、61.4 ha の面積で 178.7 トン、19,760 千円相当の被害が発生。今後、林業や生態系への被害の発生も含め、全県的な発生等が懸念。

イノシシ捕獲数の推移 (H13~26)



農作物被害発生市町村 (H19~26)



(H13~H26 鳥獣統計/環境エネルギー部)

(H19~H26 農作物被害状況調査/農林水産部)

< 参考：鳥獣保護管理法が認める捕獲の種類 >

- 「狩猟」…狩猟期間（11/15～2/15）に限り、狩猟者は許可なく捕獲可能。鳥獣保護区は捕獲禁止。
- 「有害捕獲」…農作物被害発生等の場合に許可を得て狩猟者が捕獲。鳥獣保護区も捕獲可能。
- 「個体数調整」…管理計画に基づく数を許可等により狩猟者が捕獲。鳥獣保護区も捕獲可能。（「狩猟者」とは、狩猟免許所持者のこと。狩猟を行う場合は毎年度登録が必要。）

## 4 計画の目標と取組み

### (1) 基本目標

本県において、農地や集落周辺への侵入防止を図ることにより、イノシシがこれらの地域での摂食等に依存し生息数を増加させる状況を可能な限り排除するとともに、狩猟や個体数調整等の実施により捕獲を推進することで、生息数の抑制を図ることを基本目標とする。

### (2) 計画の内容

#### ◆具体的な管理の進め方

イノシシの侵入度や被害の発現度に応じた取組みの推進

- ①近隣集落で目撃
- ②集落内で痕跡発見
- ③集落内で目撃、痕跡頻発
- ④集落内で農作物被害が発生
- ⑤集落内で農作物被害が頻発

#### 農作物被害対策（被害防除）の徹底（上記①～⑤）

- ・ 電気柵など侵入防止柵の設置と維持管理の徹底の推進

#### 狩猟による捕獲圧の確保（上記②～⑤）

- ・ 狩猟期間の延長（毎年 11/15～翌年 2/15 ⇨ 翌年 3/31）

#### 生息環境管理の普及・徹底（上記①～⑤）

- ・ 集落周辺の除草や廃果の除去、緩衝林の整備等の推進

#### 有害捕獲に加えた個体数調整の新規実施（上記④～⑤）

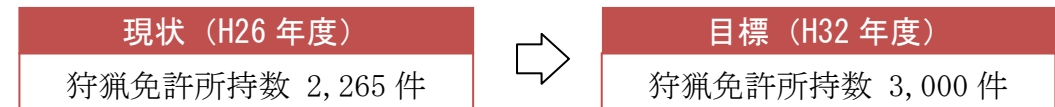
- ・ 市町村実施計画による個体数調整 ⇨ 最長 1 年の捕獲許可
- ・ 生息数の増加が著しい地域は、県としても猟友会等の法人に委託して個体数調整を実施

#### ◆具体的な目標

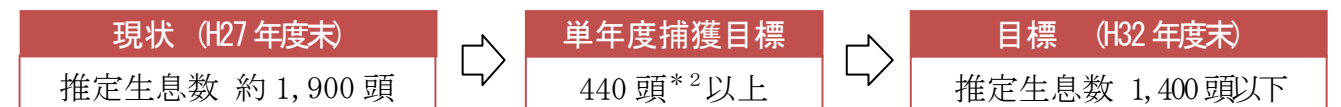
##### 農作物被害の抑制

- ・ 被害発生を予防し、未発生の状況を維持するとともに、散発的な被害は限りなく抑制、継続した被害は被害面積・被害量を減少に転じさせる

##### 狩猟による捕獲圧の確保



##### イノシシ個体数の増加抑制



\*2 政府目標（H25:約 100 万頭 → H35:50 万頭）を踏まえ、本県でも生息数を半減させる場合（H25:約 1,700 頭→H35:約 800 頭）に必要な本計画期間内の年間捕獲頭数を算定